

○島田市伊太庭球場条例施行規則

平成28年3月31日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市伊太庭球場条例（平成19年島田市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第3条第2項の規定により島田市伊太庭球場（以下「庭球場」という。）の指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を島田市公告式条例（平成17年島田市条例第3号）に規定する掲示場に掲示し、並びに市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

- (1) 庭球場の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(申請に関する書類)

第3条 条例第5条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請書 伊太庭球場指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書 伊太庭球場事業計画書（様式第2号）

2 条例第5条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 庭球場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (4) 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要とする書類

(特例により選定される候補者)

第4条 条例第7条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人等とする。

- (1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されている場合に限る。）。
- (2) 1年以上継続して当該団体の事業活動を行っていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める事項に該当すること。

(指定の通知)

第5条 教育委員会は、指定管理者を指定するときは、伊太庭球場指定管理者指定書（様式第3号）により指定する法人等に通知する。

(指定の取消し)

第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、伊太庭球場指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により当該法人等に通知する。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、教育委員会と庭球場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料に関する事項
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の徴収等)

第8条 教育委員会は、庭球場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、そ

の管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に又は臨時に、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、庭球場の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 庭球場の利用状況（利用件数、入場者数、利用を不許可とした件数及びその理由等）

(3) 利用料収入の実績

(4) 管理経費等の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(入場者等の遵守事項)

第10条 庭球場に入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けずに物品の展示、販売、広告物の掲示等の行為をしないこと。

(2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。

(4) 所定の場所以外の場所において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。

(5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。

(6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 庭球場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用の許可（変更の許可を含む。）を受けていない施設等を使用しないこと。

(2) 庭球場に入場する者に対する安全確保の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、庭球場の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第11条 利用者は、指定管理者又は市の職員が職務のためその利用する施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、島田市伊太庭球場条例施行規則（平成21年島田市規則第35号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

伊太庭球場指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市教育委員会

所在地

名称

代表者の氏名



電話番号

伊太庭球場の指定管理者の指定を受けたいので、島田市伊太庭球場条例第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 伊太庭球場事業計画書</li><li>2 伊太庭球場の管理に関する業務の収支予算書</li><li>3 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</li><li>4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び収支計算書</li><li>5 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類</li><li>6 その他（ ）</li></ol>

様式第2号（第3条関係）

伊太庭球場事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
1 管理運営を行うに当たっての経営方針			
2 管理運営を行う意欲について			

<p>3 管理運営について</p> <p>(1) 職員の配置等について</p> <p>(2) 年間の自主事業について</p> <p>(3) 利用者等の要望の把握について</p> <p>(4) 苦情処理について</p>
<p>4 伊太庭球場の利用率向上のための計画について</p>
<p>5 個人情報の保護の措置について</p>
<p>6 緊急時の対応について</p> <p>(1) 防犯及び防災の体制について</p> <p>(2) 災害発生時の対応について</p> <p>(3) その他緊急時の対応について</p>
<p>7 その他特記すべき事項</p>

様式第3号（第5条関係）

伊太庭球場指定管理者指定書

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市教育委員会



島田市伊太庭球場条例第6条の規定により、伊太庭球場の指定管理者として、次のとおり指定します。

指定の期間	年 月 日から	年 月 日まで
-------	---------	---------

様式第4号（第6条関係）

伊太庭球場指定管理者指定取消通知書

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市教育委員会



次に掲げる理由により、伊太庭球場の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取消しの理由	
取消しの日	年 月 日

(注) この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)